生果実の中心部の温度

期

間

報

## ○農林水産省告示第千百四十九号

一部を次のように改正し、公布の日から施行する。に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)の(オーストラリア連邦産カンキツ属植物の生果実 成十七年一月十四日農林水産省告示第七十号七十三号) 別表二の付表第七の規定に基づき、平植物防疫法施行規則 (昭和二十五年農林省令第 平成十九年九月二十日

農林水産大臣 若林 正俊

加える。 表の上欄に掲げる生果実の中心部の温度のいずれなった後引き続き十六日間その温度で」を「次の六の一のア中「生果実の中心部が一・〇度に る期間その温度以下で」に改め、同アに次の表を かとなった後引き続きそれぞれ同表の下欄に定め

表の上欄に掲げる生果実の中心部の温度のいずれ	なった後引き続き十四日間その温度で」を「次の	六の○のイ中「生果実の中心部が一・○度	摂氏三・一度	摂氏二・一度	摂氏一・〇度
部の温度のいず			二十日間	十八日間	十六日間
れの	の	に			

木曜日

| 3.1.5。| おの上欄に掲ける生果実の中心部の温度のいずれ| おの上欄に掲ける生果実の中心部の温度のいずれ 加える。

平成19年9月20日

生果実の中心部の温度

期

間

摂氏三・一度 摂氏二・一度 摂氏一・〇度

十八日間

十六日間 十四日間